平成２２年（フ）第４２号
京都府綾部市大島町内山田30番地の11
債務者　樋口　勇氣
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第８９４号
堺市東区北野田373番地　北野田大発マンション403号
債務者　黒木　明男
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９００号
堺市南区城山台３丁１番15―209号、前住所大阪府和泉市和田町222番地の５
債務者　高山　正昭
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９１２号
堺市南区新檜尾台２丁２番３―324号
債務者　御手洗真弓（旧姓眞境名）
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９６７号
大阪府羽曳野市島泉２丁目６番25号
債務者　岡藤　　寛
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９９７号
大阪府松原市天美我堂１丁目７番地　Ｃ棟907号
債務者　谷内田信美
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０３６号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番60―505号
債務者　竹内　　浩
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０５１号
堺市美原区北余部西１丁目１番４―1001号
債務者　森脇　みき
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１１７号
大阪府富田林市藤沢台１丁目１番319―305号
債務者　白川　晴彦
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１２６号
堺市北区新金岡町３丁３番21―101号
債務者　植島　春美
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１４０号
堺市中区大野芝町203番地３、前住所堺市西区草部1646番地６
債務者　尾上真由美
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１４３号
堺市堺区緑ヶ丘北町２丁２番31号　111号、前住所堺市北区百舌鳥本町３丁538番地１713号
債務者　宮脇運送こと　宮脇　正春
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１５５号
大阪府富田林市寺池台４丁目１番303―405号
債務者　谷　喜代美
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１５９号
堺市堺区楠町１丁２番５号　メゾン楠102号、前住所堺市堺区中安井町３丁４番６―302号
債務者　関元フジヱ
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１６０号
堺市堺区西湊町６丁２番16―103号、前住所堺市堺区中安井町３丁４番６―302号
債務者　中村　晴美（旧姓関元）
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１７１号
堺市西区草部200番地22
債務者　貫　　桂子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１８９号
堺市北区新金岡町１丁７番18―209号
債務者　上野　覚也
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２００号
堺市南区庭代台２丁10番14―310号
債務者　中辻　雅之
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係